

【件名】

産後ケア事業及び家事・育児支援事業の拡充について

【要旨】(目的・内容・対象・時期・今後の方向等)

産後ケア事業及び家事・育児支援事業については、国や東京都の補助制度の活用を図りながら、妊娠期から出産・子育て期への切れ目ない支援を実施しているところである。

令和8年度から各事業の拡充を図るため、下記のとおり報告をする。

1 産後ケア事業にかかる拡充

(1)多胎児の利用回数の見直し

現在、多胎児については単胎児の1.5倍の利用回数を設けているが、一度に2人の乳児を育てる養育者の負担や虐待の未然防止に鑑み、利用回数を21回から26回に拡充する。

(2)対象者

- ①令和8年4月1日時点で1歳未満の多胎児を養育する産婦
- ②令和7年度に産後ケア利用カードを配布している多胎妊婦
- ③令和8年度以降に産後ケア利用カードを配布する多胎妊婦

2 家事・育児支援事業にかかる拡充

(1)事業の統合

令和7年度より東京都で実施している「とうきょうママパパ応援事業」の事業内容の見直しにより、従来、産後のみが対象だった家事・育児支援事業について、妊婦も対象になったことから、産前産後家事・育児支援事業として実施する。

産前については、産前産後の母子やその家庭の支援に特化した資格である産後ドゥーラを配置している事業者へ委託し、産後については、その事業者と従前の事業者へ委託する。

なお、統合により利用可能時間が産前産後の通算となり、産後分も含めて産前にチケットを発行することが可能となる。

2)対象者

令和8年度以降に妊娠中及び1歳未満児を養育する世帯

(3)利用時間の拡充

	現行	令和8年度以降
利用可能 期間	【産前家事支援事業】 妊娠中 【産後家事・育児支援事業】 産まれてから1歳の誕生日の 前日迄の期間	【産前産後家事・育児支援事業】 妊娠中から1歳になる誕生日の前 日まで
利用可能 時間	【産前家事支援事業】 15時間 【産後家事・育児支援事業】 ・単胎児世帯:20時間 ・単胎児のうち対象のお子さ んが生まれた時点で3歳未満 の兄弟がいる世帯:60時間	【産前産後家事・育児支援事業】 単胎児世帯 ・妊娠中から1歳になる誕生日の前 日まで:40時間 ・申請時に3歳未満の兄弟がいる 世帯:80時間